

企業に 70 歳雇用の努力義務

希望する高齢者が 70 歳まで働けるようにするための高齢者雇用安定法の改正案が明らかになりました。

企業には、7項目の努力義務が課せられます。

現行の高齢者雇用安定法は、企業に希望者全員の 65 歳までの雇用に義務付けています。

その結果、60 歳から 64 歳までの就業率は、2018 年度には 68.1% になっています。



2018 年の生産年齢人口(15 歳～64 歳)は、前年比 51 万人減の 7,545 万人でした。総人口に占める割合は 59.7% で、減り続けています。

今回の改正は、生産年齢人口の減少を踏まえ、経済や社会保障の担い手を増やすのが狙いです。

60 歳	希望者全員の雇用義務	65 歳	努力義務	70 歳
現行法での企業の選択肢		改正法での企業の選択肢		
① 定年延長			左記	
② 定年廃止			に	
③ 契約社員等での再雇用			加えて	
			④ 他企業への再就職支援	
			⑤ フリランスで働くための資金提供	
			⑥ 起業支援	
			⑦ NPO 活動等への資金提供	

④他企業への再就職支援等、新たな努力義務は本当に実効可能なのでしょうか。

導入当初は努力義務でも、将来的には、義務化される可能性もあります。

「働きたい高齢者が働けるようにすること」と「高齢者の希望を確認せずに働かせること」は、明らかに違います。

労働力不足を名目に、年金の受給開始年齢を 70 歳に引き上げることとセットで、後者の考え方が採用されるとしたら、それは高齢者にとって幸せなことではないはずです。